

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

商工省

No: 07/2012/TT-BCT

ベトナム社会主義共和国

独立 – 自由 – 幸福

ハノイ、2012年4月04日

エネルギー使用の手段・設備のエネルギーラベル貼付に関する通達

政府が2007年12月27日に公布し商工省の役割・任務・権限及び組織構造について規定した議定第189/2008/ND-CP号、政府が公布し商工省の役割・任務・権限及び組織構造について規定した議定第189/2008/ND-CP号第3条を追加した議定第44/2011/ND-CP号に基づいて、
2010年6月28日に公布された省エネルギー法に基づいて、
2011年3月29日に公布され、省エネルギー法の詳細及び施行方法について規定した議定第21/2011/ND-CP号に基づいて、
商工大臣は以下にエネルギー使用の手段・設備のエネルギーラベル貼付について規定する。

第1章 一般規定

第1条 適用範囲

本通達は政府首相が公布したエネルギーラベル貼付の手段、設備リストへの記載手段と設備、また自発的にエネルギーラベルを貼付する手段と設備（以下「手段・設備」という）の申請・評価・証明書発行・試験機関の指定・ラベル貼付の手続き、順序について規定する。

第2条 適用対象

本通達は以下の対象に適用される。

1. 第1条に規定した手段・設備の製造者、輸入者（以下「企業」という）
2. エネルギーラベル貼付の手段・設備の試験へ参加を指定された試験機関
3. エネルギーラベル貼付の活動を管理する機関及び関連する機関・組織・個人

第3条 用語説明

本通達に使用する略語を以下に説明する。

1. エネルギーラベル貼付：エネルギーラベルを製品、包装に貼付、印刷、彫刻すること
2. ILAC: 国際試験所認定協力機構 (International Laboratory Accreditation Cooperation)

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

3. APLAC: アジア太平洋試験所認定協力機構 (Asia Pacific Laboratory Accreditation Cooperation)
4. VILAS: ベトナム試験所認定協力システム (Vietnam Laboratory Accreditation Scheme)
5. ISO: 国際標準化機構 (International Organization for Standardization)
6. IEC: 国際電気標準会議 (International Electrotechnical Commission)
7. TCVN: ベトナム基準

第4条 エネルギー使用の手段・設備のエネルギーラベル貼付原則及び方法

1. 省エネルギーの手段・設備の試験、評価及び認定にあたっては関連のベトナム基準及び商工省の相当規定が根拠となる。
2. 試験機関は規定した条件を満たし、商工省が認定した機関である。
3. 製造手段・設備の認定過程は以下の通り。
 - a) サンプルテスト、
 - b) 製造状況の評価（製造現場において行われる）、
 - c) 証明書発行（証明書の有効期間は3年以内とする）、
 - d) 認定後の製品・商品監査。
4. 輸入手段・設備の認定過程は以下の通り。
 - a) サンプルテスト、
 - b) 現状評価（倉庫、蔵置場）、
 - c) ロットごとの証明書の発行。

第2章

指定試験機関の認定及び試験機関の試験結果承認に関する条件、手続き、順序

第5条 指定試験機関の認定条件

1. VILASへ加入しTCVN ISO/IEC 17025の基準を満たした有能な独立した試験機関、または相互承認条約に加盟した認定機関（ILACまたはAPLAC）によって承認された外国の試験機関
2. VILAS、TCVN ISO/IEC 17025の基準に則った認定はされていないが、以下に記載される手段・設備のエネルギー消費指標を試験する能力を有する試験機関
 - a) 試験される手段・設備に関する分野を専攻する教育を受けた試験員が勤務する、
 - b) 順調に稼働し、規定に従ってメンテナンス・点検・校正が行われ、試験指標の試験ができる正確性を有する試験設備があり、
 - c) 試験指標の要請に対応できる適合した機械設備があり、
 - d) 試験工程・マニュアルがあり、
 - d) 試験員の教育書類、点検・校正の履歴に関する書類、試験設備のメンテナンスに関する書類、試験結果に関する書類（ある場合）等、必要な書類の作成及び

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

保管。

第6条 指定試験機関の認定手続き・順序

1. ラベル貼付のための試験業務に参入したい試験機関は、申請書類を作成しエネルギー総局へ提出する。
2. 申請書類は以下の通り。
 - a) 2009年04月08日に公布され、適合性評価を经营するための登録条件・手続き・順序についてガイダンスする通達第08/2009/TT-BKHCHN号に従う試験業務登録証明書のコピー、
 - b) 付録1に記載のフォームに従うエネルギーラベル貼付の指定試験機関の登録申請書、
 - c) 付録2に記載のフォームに従う試験機関登録申請機関の試験員リスト、
 - d) 付録3に記載のフォームに従う試験に関する資料・基準・行程のリスト、
 - d) 試験表・報告書、
 - e) 証拠として使われる資料・証明書（ある場合）、
 - g) この1年間における試験業務の結果（ある場合）。
3. 商工省が指定試験機関の認定を判断するために、エネルギー総局は完全な書類を受理してから20営業日以内に書類を検討し、申請機関の能力の評価を提出する。認定の有効期間は3年とする。
認定を却下する場合は、エネルギー総局が試験機関に対し書面によって却下の理由を通知する。
4. 引き続き認定を受ける場合は、指定試験機関の決定が無効となる3ヶ月前に、試験機関は本条第2項の規定に従って書類を作成し、登録申請手続きを行わなければならない。
5. 認定された分野・範囲を変更・追加した場合は、指定試験機関が本条第2項の規定に従って書類を作成し、変更・追加登録（新規登録）の手続きを行わなければならない。

第7条 外国試験機関の試験結果の認定

外国における省エネの手段・設備の試験結果は、以下の条件を満たした場合のみ認定される。

1. 相互承認条約に加盟する認定機関(ILACまたはAPLAC)によってISO/IEC 17025の基準（または相当する基準）に従って承認された独立した外国試験機関、
2. 本通達第6条に規定した手続き・順序に基づいて、エネルギー総局に指定試験機関として登録された外国試験機関、
3. 登録申請書類は以下の通り。
 - a) 法人資格証明書または相当する書類のコピー、
 - b) 付録1に記載するフォームに従う指定試験機関の登録申請書、
 - c) 付録2に記載するフォームに従う試験機関登録申請機関の試験官リスト、

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

- d) 付録3に記載するフォームに従う試験に関する資料・基準・行程のリスト、
 - d) 試験表・報告書、
 - e) 認定機関の承認証明書（ある場合）、
 - g) この1年間における試験活動の結果（ある場合）。
- 申請に関する全ての書類はベトナム語に翻訳され、公証を受けなければならない。
4. 試験方法はTCVN及び相当するその他の規定による試験方法に適合しなければならない。

第4章

評価、証明書の発行及びエネルギーラベル貼付の手続き・順序

第8条 評価及びエネルギーラベル貼付の証明書の発行手続き・順序

本通達第1条のリストに記載された手段・設備を製造・輸入し、エネルギーラベル（承認ラベルまたは比較ラベル）の認定及び貼付を実施する企業は以下の手続きを行わなければならない。

1. 代表的なサンプルの試験：企業は手段・設備のサンプルを抜き取り（サンプルの数量及び採取方法は相当する基準または商工省の規定による）、商工省が認定する指定試験機関へ提出し、相当する基準に従って試験を受け、試験結果表を受領する。
2. 書類の作成及びエネルギー総局への提出
書類は以下の通り。
 - a) 付録4に記載するフォームに従うエネルギー使用の手段・設備のエネルギーラベル貼付認定の登録申請書（企業は比較ラベルと承認ラベルのどちらを登録申請するのかを明確にする）及び手段・設備のリスト、
 - b) 営業許可書（公証を受けたコピー）、
 - c) 外国におけるサプライヤーとの契約書のコピー（輸入者の場合）及び輸入貨物申告書、
 - d) 製品の商標登録証明書、
 - d) 製品・商品品質基準表（企業最高責任者の承認印付きコピー）、手段・設備の代表的なパラメーターの概要書、
 - e) 指定試験機関による試験結果（発行日から06ヶ月以内が有効）、
 - g) 企業の品質管理に関する書類・資料・行程表、
 - h) 関連する品質管理書類・証書、

代理店が外国における製造者を代表して書類を提出する場合は、代理店が「委託状」を提示しなければならない。上記の書類・資料が外国語である場合は、ベトナム語に翻訳して公証を受けなければならない。
3. 評価、認定
 - a) エネルギー総局は手段・設備のエネルギーラベル貼付登録申請書類を全て受理

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

してから10営業日以内に書類の適合性の検討、申請機関の能力評価、試験結果及び評価基準との比較、公布された基準に対するエネルギー消費度の確定を行う。

- b) 書類が適合であるとの結論が出された後、エネルギー総局はエネルギーラベル貼付を登録申請する企業の現状評価を行い、省エネの手段・設備の認定を決定する。
4. エネルギーラベル貼付の証明書の発行
合格の評価を受けた場合：
- a) 輸入者の場合：商工省は登録された手段・設備に対するエネルギー貼付の証明書の発行を決定する。
この証明書は申請された輸入貨物のロットのみに対して有効となる。ただし、次の輸入ロットの原産地・製造工場の所在地が同じで、認定指標へ影響を与える技術的な変更がない場合、輸入者がエネルギー総局に前回と同じ報告書を提出すれば商工省から次の輸入貨物の証明書を受けることができる。原産地または製造工場の所在地、製品のモデル・技術的な設計が変更された場合は、改めて評価を受け、証明書を発行して貰わなければならない。
- b) 製造者の場合：商工省はエネルギーラベル貼付の証明書の発行を決定する。証明書は最大03年間有効である。エネルギーラベル貼付の証明書は本通達付録5に記載するフォームに従って発行される。証明書が無効となる3ヶ月前に企業は改めて認定を受けるための書類を提出しなければならない。
- 不合格と判断された場合：エネルギー総局は理由を明確に述べた書面をもって企業へ通知する。

第9条 エネルギーラベルの使用

1. エネルギーラベルは商工省の規定に従って統一されたものを使用し、本通達の付録6に規定するフォームに従って印刷される。エネルギーラベルは以下の基本的な情報を有さなければならない。
- a) 製造者の正式名称またはイニシャル、
b) 手段・設備の名前及びコード、
c) 商工省が発行した認定コード・発行日、
d) エネルギー消費度の情報、
d) 適用される基準または規定。
- 各手段・設備の特殊な技術情報は、エネルギーラベル認定決定書の付録において詳しく規定する。
2. エネルギーラベル貼付証明書が発行された後、企業は証明書に明記したエネルギー消費度に従うエネルギーラベルを印刷し、登録された手段・設備に貼付する。
3. 手段・設備または包装に貼付するエネルギーラベルは、貼付物に合わせてサイズを適当な大きさに変えることができるが、法律の規定に従って、商品ラベルに記載された情報への誤解を与えるような覆いなどの影響を与えてはならない。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

4. 証明書が無効となった後、企業はエネルギーラベルを貼付したままにしておくことは出来ず、改めて登録申請を行わなければならない。

第10条 再認定

1. 企業は以下のいずれかに該当する場合、再認定を申請しなければならない。
 - a) 証明書が無効となった場合、
 - b) 評価基準が変更された場合、
 - c) 認定された手段・設備のエネルギー消費度が変更された場合、
 - d) 商品ラベルの内容が変更された場合、
 - d) 製造工場の所在地が変更された場合、
2. 再認定の内容及び手続きは新規認定と同様である。

第6章

エネルギーラベル貼付証明書の検査・監査・停止・没収

第11条 認定後の検査・監査

1. 商工省は関連省庁と協力し、定期または臨時に市場または製造工場において手段・設備のサンプル検査を行う。
2. 証明書の発行によりエネルギーラベルの貼付が認められた企業は、毎年、定期的に付録7に記載するフォームに従って年間の製造・消費・エネルギーラベルが貼付された手段・設備の数量・種類についての報告書を作成し、翌年の01月15日までにエネルギー総局及び商工局へ提出しなければならない。

第12条 クレーム及びクレーム解決

1. 組織・個人がエネルギー総局に訴えたエネルギーラベル貼付に関するクレームは法律の規定に従って解決される。
2. クレームの発生したエネルギーラベルが貼付された手段・設備のサンプルは、独立した試験機関に保管され、再試験される。
3. 試験を受けた手段・設備が不合格である場合、エネルギー総局は抜き取りサンプルの増加及びサンプル抜き取り方法の変更について検討する。
4. クレームが事実と反する場合は、クレームを訴えた組織・個人が試験に関する全ての費用を負担しなければならない。
5. 手段・設備が不合格である場合、エネルギーラベルを貼付する組織・個人・企業が、試験に関する全ての費用、欠陥処理・回復に関する費用を負担し、法律に規定された罰則などを受けなければならない。

第13条 試験活動の管理

1. 指定試験機関は毎年1回、定期的に付録8に記載するフォームに従って試験を行ったラベル貼付リストに記載される手段・設備の数量・種類についての報告書を作成し、エネルギー総局へ提出しなければならない。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

2. 試験機関が以下のいずれかの行為に該当する場合、商工省はエネルギーラベル貼付の試験指定を停止する。
 - a) 試験結果を正しく発表しない、または試験結果を改竄する。
 - b) 本通達の規定に従って定期報告書を提出しない、または国家権限機関の指示・指導に従わない。
 - c) 規定された試験能力を有さない。

第14条 エネルギーラベル使用の停止

1. 企業が以下のいずれかの行為に該当する場合、商工省はエネルギーラベル貼付の停止を決定する。
 - a) エネルギーラベル貼付証明書が発行される前のエネルギーラベル貼付。
 - b) エネルギーラベルを規格・フォームに従って正しく印刷せず、消費者の誤解を招くような登録目的外のエネルギーラベルの使用。
 - c) 商工省が証明書で認定したエネルギー消費度と異なるエネルギー消費度を表示したエネルギーラベルの使用。
 - d) 登録され、エネルギー貼付証明書を発行された手段・設備以外の対象にエネルギーラベルを使用する。
 - d) 無効となった、または情報を改竄した証明書を使用する。
 - e) 手段・設備設計及び製造工程の変更によるエネルギー指標の減少があったにも拘らずエネルギー総局へ申請を行わない。
 - g) 規定に従って報告を行わない。
 - h) 試験結果が登録した手段・設備のエネルギー効率と違う。
2. エネルギーラベル貼付が停止された企業は違反行為が解消されない限り、エネルギーラベルの貼付が出来ない。

第15条 エネルギーラベル貼付証明書の没収

1. 企業が以下のいずれかの行為に該当する場合、商工省はエネルギーラベル貼付証明書の没収を決定する。
 - a) エネルギーラベル使用停止決定書における要請を期間内に実施しない。
 - b) エネルギーラベル貼付登録申請書類に不正があった。
2. エネルギーラベル貼付証明書の没収決定書は、違反した企業、ベトナム基準及び消費者保護協会へ同時に送付され、商工省及びエネルギー総局のウェブサイトに記載される。

第7章 施行

第16条 エネルギー総局の責任

1. エネルギーラベル貼付・エネルギー効率基準構築の年間計画を策定し、試験機関

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

- の評価及び指定・認定を行う。
2. 商工省の窓口として科学技術省と協力し、エネルギー効率の国家基準及びエネルギー効率確定方法を公布・改訂する。
 3. エネルギーラベル貼付登録申請書類を受理する。
 4. エネルギー使用手段・設備の指定試験機関登録申請書類を受理する。
 5. 製造者・試験機関・輸入者の能力、品質保守状況、登録手段・設備のエネルギー指標・品質へ影響を与える要素を評価する。
 6. 指定試験機関・市場に流通するエネルギーラベルが貼付された手段・設備を有する企業の活動を管理・検査・監査し、企業の試験用サンプル採取過程を監査する。
 7. 権限機関と協力し、エネルギーラベル貼付の登録申請・評価・認定・証明書発行に関するクレーム・紛争を解決する。
 8. エネルギーラベル貼付活動を検査し、根拠があつて正当なクレームであった場合は商工省へ処分方法を提案し、根拠が曖昧で不当なクレームであった場合はクレームを訴えた組織・個人へ通知する。
 9. エネルギー消費手段・設備のラベル貼付の登録申請手続きに関する情報・フォームの詳細を商工省及びエネルギー総局のウェブサイトで公開する。
 10. 規定に反したエネルギーラベルを貼付した手段・設備の市場からの回収を企業へ要請する。
 11. 本通達第18条第1項に規定した期限から90日が過ぎても企業が報告を行わない場合は、エネルギーラベル使用停止決定書を発行するよう商工省に要請する。

第17条 商工局の責任

1. 地方における製造者・輸入者・代理店のエネルギーラベルを貼付すべき手段・設備リストに記載される手段・設備のラベル貼付について審査・検査・監査する。
2. 地方における企業が報告したエネルギーラベルを貼付すべき手段・設備リストに記載する手段・設備の製造・輸入に関する年間情報及び年内に収集したエネルギーラベルを貼付した手段・設備に関する情報を翌年の3月15日までに商工省へ提出する。
3. エネルギーラベル貼付において違反した地方における企業に対する処分方法を提案し、また処分を執行し、違反解消の活動を検査して商工省へ報告する。
4. 本通達第18条第1項に規定した期限から90日が過ぎても企業が報告を行わない場合は、エネルギーラベル使用停止決定書の発行を商工省に要請する。
5. 商工省の委託に基づいてその他管理・監査活動を行う。

第18条 企業の責任

1. 製造・販売・エネルギーラベルを貼付した手段・設備の数量・種類についての定期報告を作成し、毎年01月15日までに企業の所在地を管理する商工局へ提出する。
2. 設計・技術の変更が発生し、エネルギー消費度へ影響を与える場合は、本通達第

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

- 10条の規定に従って変更となった技術指標、手段・設備のエネルギー消費指標の加減を与える要素を商工省へ迅速に報告し、再認定申請手続きを行う。
3. 製造・販売している手段・設備が相当する評価基準に適合しないことが発覚した場合、商工省及び地方の権限機関へ報告し、同時に製造・輸入および販売・流通・使用中の手段・設備に対して解決方法を実施する。
 4. エネルギーラベル使用停止決定書が発行された後、手段・設備へのラベル貼付をすぐ停止し、報告書及び解消方法を商工省へ提出する。
 5. 手段・設備が登録され、証明書に認定された省エネルギー基準を維持する方法を常に実施する。
 6. 規定に反したエネルギーラベルを貼付した企業の手段・設備を市場から回収する。

第19条 有効期間

1. 本通達は2012年5月19日から有効とする。
2. 施行中、課題・問題が発生した場合は、迅速な解決のために商工省へ連絡してください。

大臣代理
副大臣
Hoang Quoc Vuong
(サイン、捺印)

宛先：

- － 政府首相
- － 各副首相
- － 最高人民裁判所
- － 最高人民検察院
- － 各省、省に相当する機関、政府直轄機関
- － 各省、中央直轄市の人民委員会、人民評議会
- － 司法省 法規検査局
- － 各省、中央直轄市の商工局
- － 公報、政府ウェブサイト
- － 商工省ウェブサイト、エネルギー総局ウェブサイト
- － 保管：書類管理部、エネルギー総局

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

付録1 エネルギーラベル貼付の指定試験機関登録申請書
(商工大臣が2012年04月04日に公布した通達第07/2012/TT-BCT号の添付資料)

試験機関名

ベトナム社会主義共和国

独立 - 自由 - 幸福

.....、.....年.....月.....日

エネルギーラベル貼付の指定試験機関登録申請書

宛先：..... (国家権限機関が指定する窓口機関名)

1. 試験機関名：.....
2. 所在地：.....
Tel :..... Fax: E-mail:
3. 設立決定書 (ある場合) ・ 営業許可書 ・ 投資許可書
番号：..... 発行機関：..... 発行日付：.....
発行場所：.....
4. 添付資料：
-
-
5. 政府が2011年3月29日に公布し省エネ法の詳細及び施行について規定した議定第21/2011/ND-CP号の試験活動に関する条件、商工大臣が2011年.....月.....日に公布しエネルギーラベル貼付・省エネの手段・設備 (手段・設備の名前) 試験機関の指定手続き・順序についての通達第..... /2012/TT-BCT号を研究した後、(国家権限機関が指定する窓口機関名)が検討し、(試験機関名)が省エネの手段・設備 (手段・設備の名前) の指定試験機関としての認定を受けるための申請をします。

当機関は貴機関の規定の遵守を誓約し、上記の申告情報に対して責任を持ちます。

組織名 代表者
(氏名、サイン、捺印)

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

付録2 試験機関の試験員リスト

(商工大臣が2012年04月04日に公布した通達第07/2012/TT-BCT号の添付資料)

試験機関名 :

指定試験機関の登録申請を行う機関の試験員リスト

No.	氏名	専攻資格	試験資格	勤務年数	締結した労働契約種類	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
....						
....						

.....、.....年.....月.....日
組織名 代表者
(氏名、サイン、捺印)

備考 : 登録申請の活動分野を記入

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

付録3 試験に関する資料・基準・行程のリスト

(商工大臣が2012年04月04日に公布した通達第07/2012/TT-BCT号の添付資料)

試験機関名 :

試験に関する資料・基準・行程のリスト

No.	資料名	コード	有効日付	公布機関	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
....					
....					

.....、.....年.....月.....日

組織名 代表者

(氏名、サイン、捺印)

備考 : 登録申請の活動分野記入

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

付録4 エネルギーの使用手段・設備のエネルギーラベル貼付認定の登録申請書
(商工大臣が2012年04月04日に公布した通達第07/2012/TT-BCT号の添付資料)

企業名
No :

ベトナム社会主義共和国
独立 - 自由 - 幸福

.....、....年...月...日

エネルギーの使用手段・設備のエネルギーラベル貼付認定の登録申請書

宛先：商工省

企業名：.....

直轄管理機関名：.....

所在地：.....

Tel : Fax:.....

E-mail:.....

政府が2011年3月29日に公布し省エネ法の詳細及び施行について規定した議定第21/2011/ND-CP号の試験活動に関する条件、商工大臣が2011年.....月.....日に公布しエネルギーラベル貼付・省エネの手段・設備（手段・設備の名前）試験機関の指定手続き・順序についての通達第...../2012/TT-BCT号を研究した後、商工省が評価・認定し、（企業名）が以下のエネルギー消費製品へのエネルギーラベルの貼付を申請します。

1)

2)

添付資料は：

1)

2)

当企業は貴機関の規定遵守を誓約し、上記の申告情報に対して責任を持ちます。

企業最高責任者
(氏名、捺印)

宛先：

- 同上、

-

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

付録5 エネルギーラベル貼付製品の証明書

(商工大臣が2012年04月04日に公布した通達第07/2012/TT-BCT号の添付資料)

商工省

エネルギーラベル貼付証明書

製品名 :

製造者 :

上記の製品が省エネ製品であること/比較省エネレベル...を達成したことを証明する。

決定書No : /QD-BCT

201..年、 月 日

大臣

(注意 : 証明書の印刷紙は透かし模様が付けられること)

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

付録5 エネルギーラベル貼付製品の証明書

(商工大臣が2012年04月04日に公布した通達第07/2012/TT-BCT号の添付資料)

商工省

ベトナム社会主義共和国

独立 - 自由 - 幸福

No : /CNTKNL-BCT

ハノイ、20...年 月 日

エネルギー貼付証明書

商工大臣

.....に基づき、
.....に基づき、
....年....月....日に作成された公文書No.....における省エネ製品証明書発行
の要請を検討し、
エネルギー総局長の要請に従って、
以下のことを決定する：

決定

第1条：（製造者名）.....

所在地：.....、Tel：.....

営業許可書No：..... 発行機関名：..... 発行日付：.....

が製造した（製品名）.....は省エネ製品であることを証明する。

第2条：（製品名）.....は「省エネ製品の承認ラベル」 /

「比較省エネレベル.....のラベル」の基準を達成した。

省エネラベル貼付において、（製造者名）.....は通達第....号の規定に従って、製品
の品質及び登録した省エネ指標を保持しなければならない。

第3条：本証明書は....年....月....日まで有効とする。

大臣

(サイン、捺印)

宛先：

- 同上、

-

- 保管：書類管理部、エネルギー総局

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

付録6 エネルギーラベルの規格

(商工大臣が2012年04月04日に公布した通達第07/2012/TT-BCT号の添付資料)

A. エネルギー承認ラベル

1. エネルギー承認ラベルは省エネのシンボル（「ベトナムエネルギー星」とも言う）を表示するラベルで、市場に流通する手段・設備に対し、商工省が各時期において規定するエネルギー高効率レベルを達成または超えた手段・設備に貼付される。
2. エネルギー承認ラベルの色・サイズは以下のように詳しく規定される。



色

	薄い緑	= C:40 M:0 Y:85 K:0 = PANTONE 375 C
	薄い オレンジ	= C:0 M:40 Y:100 K:0 = PANTONE 1235 C
	濃い緑	= C:100 M:55 Y:70 K:8 = PANTONE 568 C

規定の割合及びサイズ



「省エネルギー」の文字は Futura MdCn Bt フォントからアレンジされる。

「エネルギー承認ラベル」のシンボルはあらゆるサイズの製品に貼付されるため、製品に合わせたシンボルのサイズ調整が認められる。

シンボルのサイズを以下のように定める。

- ラベル最低サイズは 9×10 (mm) に規定される。
- より大きいサイズは製品の印刷できる面積による。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

B. エネルギー比較ラベル

1. エネルギー比較ラベルは、消費者へ手段・設備及び類似のその他手段・設備のエネルギー効率に関する情報を提供し、消費者がより省エネの手段・設備を選択できるように市場に流通する手段・設備に貼付されるラベルである。

エネルギー効率レベルは5段階あり、ラベルに印刷される星の数に相当する。5つ星のラベルが効率の一番良いラベルである。

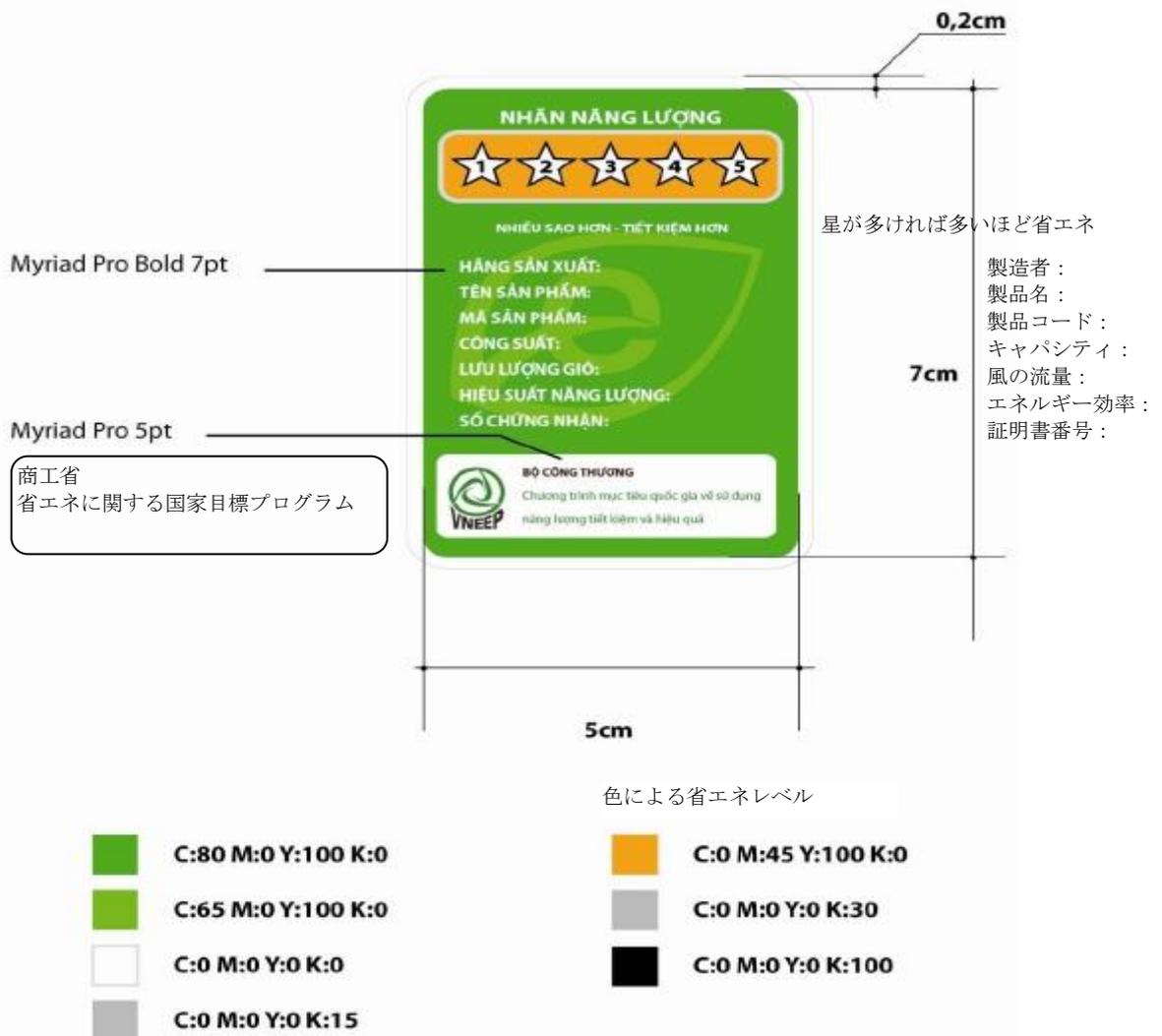
以下のエネルギー比較ラベルは、エネルギー効率レベルを5段階で表示する（ラベルにおける星の数によって表示される）。



2. エネルギー比較ラベルの色・サイズは以下のように詳しく規定される。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

エネルギーラベル（省エネレベル5 デザイン）



3. ラベルに表示される情報についての規定

エネルギー比較ラベルは最低限以下の情報を含まなければならない。

- 承認コード:** 商工省が管理のために発行したコードであり、省エネ製品証明書において詳しく規定される。
- 製品名/コード:** 企業がラベル貼付の登録した製品名/コードであり、商工省が省エネ製品証明書において承認する。
- 製造者:** エネルギーラベル貼付を登録した製品製造組織/企業名。
- 輸入者:** エネルギーラベル貼付を登録した製品輸入組織/企業名（輸入者のみに適用される情報）。
- 省エネレベルの評価指数表示（エネルギー効率レベル）:** 類似しているがそれぞれの製造者によって製造される製品の稼動1時間におけるエネルギー消費量が5段階に区別され、ラベルにおける星の数に相当する（1つ星から5つ星まで）。省エネレベル

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

(エネルギー効率レベル) は商工省が製品エネルギー効率指標の試験結果評価を通して確定し、省エネ製品証明書に表示される。

e) 製品のエネルギー消費度：エネルギー消費指数はkWh/年によって計算される。

g) その他情報：製品種類別で証明書発行の決定書において詳しく規定される。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

付録7 エネルギーラベル貼付の手段・設備の製造・輸入企業の定期報告書
(商工大臣が2012年04月04日に公布した通達第07/2012/TT-BCT号の添付資料)

.....
企業名 ベトナム社会主義共和国
No :/..... 独立 - 自由 - 幸福
.....、.....年.....月.....日
.....

エネルギーラベル貼付の手段・設備の製造・輸入企業の定期報告書
(.....年から.....年まで)

❖ 報告書受理日付	
❖ 処理日付	

企業名 :、直轄管理機関名 :
.....
所在地 :
代表者(Mr/Ms) :
Tel:
Fax: , Email:

活動分野					
管理コード					
業種コード					

宛先 :

省エネ法第39条、政府が2011年3月29日に公布した議定第21 /2011/ND-CP 号第20条・第21条、商工大臣が2011年...月...日に公布した通達第.../2011/TT-BCT 号第...条の規定に基づいて、エネルギーラベル貼付の手段・設備の製造・輸入企業は以下の内容を報告します。

I. インフラ及び活動に関する情報

1. エネルギーラベル貼付の手段・設備の製造・輸入分野で活動する企業

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

No.	情報の内容		備考
1	営業開始年度		
2	現在の従業員人数		
3	工場・工房の数		

2. 以下のグループに所属するエネルギーラベル貼付の手段・設備の製造・輸入企業：

No.	設備グループ	企業の製品	原産地 / 製造工場	備考
1	家庭用品グループ			
2	オフィス及び商業設備 グループ			
3	工業設備グループ			
4	再生エネルギー及び省 エネルギー原材料使用 製品グループ			

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

II. エネルギーラベル貼付の手段・設備のデータに関する報告書

No.	製品名	モデル	省エネラベル 貼付/未貼付	商工省の発 行コード	エネルギ ー効率	エネルギー 効率レベル	TCVN基準	原産地における エネルギー効率 に関する資格	有効期間	年度消費 数量	製品の平均 価格	備考
I	製品1											
1												
2												
3												
II	製品2											
1												
2												
3												
...										
N	製品n											
1												
2												
3												

作成者
(氏名、サイン)

企業最高責任者の承認
(氏名、サイン)

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

付録8 試験した手段・設備の状況報告書

(商工大臣が2012年04月04日に公布した通達第07/2012/TT-BCT 号の添付資料)

(直轄管理機関名)

(試験機関名)

ベトナム社会主義共和国

独立 - 自由 - 幸福

.....、20.....年.....月.....日

試験した手段・設備の状況報告書

(201...年...月...日から201....年...月...日まで)

宛先：(国家権限機関が指定した窓口機関名)

1. 試験機関名：
2. 所在地：
3. Tel :..... Fax:..... E-mail:.....
4. 指定試験機関認定の決定書：/QD-BCT 発行日付： ...年...月...日、
無効年度：
5. 活動状況：
.....(試験機関名)は201...年...月...日から201...年...月...日までの試験活動に
ついて以下のように報告します。
 - a) 報告期間内における試験活動：
 - 専攻分野名：
 - 試験内容：
 -
 - b) 報告期間内において試験結果証明書の没収または無効となった企業（あ
る場合）：
 -
 -
 -

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

試験した手段・設備の状況報告

No.	受験企業名	所在地 (省/市記入)	分野 /対象	製品	製品コード	試験基準名	試験表番号	試験表の有効期限 (無効となる年度 記入)	備考
			家庭用品	扇風機					
			オフィス設備	コピー機					
			工業設備						

5. 建議、提案（ある場合）

.....(試験機関名)は.....(国家権限機関が指定した窓口機関名)に 以上を報告します。

試験機関

(権限を有する代表者のサイン、捺印)